

木更津市規則第 号

木更津市の開庁時間に関する規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めのある場合を除き、市の開庁時間に関し必要な事項を定めるものとする。

（開庁時間）

第2条 市の開庁時間は、木更津市の休日を定める条例（平成元年条例第25号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定は、開庁時間外に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。